

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅱ－2－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ－2－1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3:麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること		担当 部局名	医薬局 大臣官房地方課	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 小園 英俊 地方厚生局管理室長 床枝 栄一
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する。 ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する。 ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する。 ・全国規模で捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築・運用すること等により、麻薬取締部の捜査態勢を強化する。 ・若年層の大麻乱用が拡大を続ける状況等を踏まえ、インターネットサイト内での行動分析に基づく乱用防止広告を実施し、薬物乱用防止啓発の充実を図る。					
	【総合的な薬物対策の推進について】 ・厚生労働省では、平成30年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく、政府を挙げた総合的な薬物乱用対策を推進してきたところである。 ・令和5年8月に第五次薬物乱用防止五か年戦略のフォローアップと併せて、新たに「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、第五次薬物乱用防止五カ年戦略の目標を引き継ぐとともに、(1)大麻乱用期への総合的な対策の強化、(2)再乱用防止対策における関係機関の連携した”息の長い支援”の強化、(3)サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化、(4)国際的な人の往来増加への対応強化、(5)薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信」を強化点としているものである。 (参考)「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく厚生労働省の取組 ・ 未規制物質等の迅速な指定の推進 ・ 再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実 等					
	【危険ドラッグ対策の推進について】 ・危険ドラッグについては、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で決定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に始まり、平成30年8月の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」、令和5年8月の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく対策を推進してきたところである。 ・平成27年7月までには危険ドラッグ店舗を全て廃業に追い込んだものの、近年、危険ドラッグ店舗の再出現や相次ぐ健康被害等、危険ドラッグ乱用に再燃の兆しがあり、令和5年9月、関係省庁と「危険ドラッグ対策会議」を開催し、危険ドラッグによる健康被害の情報収集や取締り体制の強化について確認を行った。 ・また、販売店舗に対し医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施して、指定薬物の疑いのある物品に対して検査命令・販売等停止命令、さらに広域的な流通の禁止をするのみならず、含有する成分について包括指定を含めた迅速な指定薬物への指定を行い、危険ドラッグ乱用根絶に向けた徹底した取組を実施している。					
	【広報・啓発活動について】 ・薬物乱用防止対策は、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であることから、地域における啓発として、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」などの国民的啓発運動を展開し、薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底するとともに、近年若年層における薬物乱用が問題となっていることから、青少年や保護者等に向けて、薬物乱用防止普及啓発読本等の啓発資材を作成し、配布している。 ・また、薬物乱用防止啓発訪問事業として、要請のあった教育機関等に講師を派遣して、専門の教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、Facebook等を活用して情報を発信している。 ・さらに、令和3年度より、若年層のうち大麻に関心の高い者をハイリスク層と定義し、それらをターゲットとしたインターネット上での行動に応じたデジタル広報を実施している。 ・危険ドラッグ対策に係る国民への啓発については、平成25年に「あやしいヤクブツ連絡ネット(https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp)」を開設し、国民が一元的に危険ドラッグを含む指定薬物などの危険性等に関する情報にアクセスできる環境整備を行った。					
施策を取り巻く現状	令和6年中の薬物事犯の検挙人員は、前年より増加した。覚醒剤事犯の検挙人員は令和5年まで8年連続で減少したものの、令和6年の覚醒剤事犯は6,306人と増加に転じ、全薬物事犯の検挙人員の約4割を占めている。大麻事犯の検挙人員については、過去最多であった令和5年からは減少したものの令和5年同様に覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。特に、30歳未満の大麻事犯の検挙人員は、大麻事犯の7割以上となり、若年層による大麻乱用が拡大している。また、覚醒剤の再犯者率は、令和2年は68.6%で過去最多となり、令和3年は66.9%、令和4年は67.7%、令和5年は66.0%令和6年は66.4%と高水準の状態が続いている。					
	令和6年中の危険ドラッグ事犯検挙人員は、74人(確定値)となり、令和5年(444人)の約1.6倍と急増した。また、少年の検挙人員も増加しており、若年層への拡大を見せている。 平成27年7月に危険ドラッグ店舗をすべて廃業に追い込んだが、令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で約300店舗確認された。その後、医薬品医療機器等法に基づく立入検査等を実施することにより、令和6年12月末時点の店舗数が203店舗まで減少したが、引き続き、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、より一層危険ドラッグ対策を推進していく必要がある。					
施策実現のための課題	1	・検挙人員は令和5年より増加しており、依然薬物乱用の根絶には至っていない。要因の1つとして、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。 ・覚醒剤の再犯者率は高水準の状態が続いており、再乱用の防止が課題である。 ・大麻の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合が高水準で推移しているため、若年層への啓発活動も課題の一つである。				
	2	・令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で複数確認されており、新たな危険ドラッグの流通の遮断が必要である。 ・危険ドラッグの検挙人員の増加の一因として、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める。		新たな乱用薬物の蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定するとともに、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であり、薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知する必要があるため。また、薬物依存症者やその家族への支援を行うことで、薬物の再乱用を防止する必要がある。		
	目標2 (課題2)	危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する。		新たな危険ドラッグの蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物に指定するとともに、国民への啓発が必要であるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位：人】 (アウトプット)	150,000人	令和2年度	150,000人	令和11年度	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)訪問回数について より幅広い者に広報啓発を行うため、訪問回数から啓発人数へ指標を変更した。 ・訪問回数：580回(令和3年度)、662回(令和4年度)、649回(令和5年度)、666回(令和6年度)	令和6年までの委託事業での啓発人数の実績が6.8万人から15.6万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。
						126,673人	140,851人	156,710人	150,550人			
2	薬物乱用防止啓発訪問事業で実施した薬物乱用防止教室で薬物乱用の危険性を理解した受講者の割合【単位：％】(アウトカム)	98%	令和6年度	98%	令和11年度	—	—	—	—	96%	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の受講者のうち、講義の内容を理解した受講者の割合で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)令和6年度実績について 分子：薬物乱用防止教室ごとに受講者を実施するアンケートのうち「全体的に内容はわかりやすかったか」の設問において、「とてもわかりやすかった」又は「まあまあわかりやすかった」と回答した回答者数(64,192人) 分母：同設問の回答者数(66,252人)	令和2年度から令和6年までの5年間における委託事業での講義の内容を理解した受講者の割合の実績の平均が96.4%であったため目標値を96.4%に設定している。
						97.00%	95%	97%	96.90%			
③	薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者の継続的な支援実施率【単位：％】(アウトカム)	95%	令和2年度	95%	令和7年度	95%	95%	95%	95%	95%	再乱用防止対策事業は、支援対象者が薬物を再使用しないようにすることを目的としているが、本人が薬物を再使用しているかどうかを正確に把握することは不可能であることから、成果について直接的に示すことが困難である。よって本事業に継続して参加している者は薬物を再使用していないと見なした上で、事業の継続的な支援実施率を指標とした。 (参考)令和6年度実績について 分子：薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者のうち、継続的な支援実施をしている人数(58人) 分母：薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者数(68人) (出典)厚生労働省調べ	令和元年までの本事業の継続的な支援実施率が93%から100%であったため、目標を95%に設定している。令和5年度の実績値は目標値に到達しなかったことから、令和6年度も引き続き目標値を95%に設定した。
						85%	87%	75%	85%			
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
4	麻薬の新規指定数【単位：件】 (アウトプット)					5	3	7	8		・麻薬の流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、参考指標とした。	
5	薬物事犯の検挙人数【単位：人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数					14,408人 7,969人 5,783人	12,621人 6,289人 5,546人	13,815人 6,073人 6,703人	14,040人 6,306人 6,342人		検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)実績 薬物事犯の検挙人数【単位：人】 ・全薬物事犯の検挙人数：14,019人(平成29年)、14,322人(平成30年)、13,860人(平成31年・令和元年)、14,567人(令和2年) ・覚醒剤事犯の検挙人数：10,284人(平成29年)、10,030人(平成30年)、8,730人(平成31年・令和元年)、8,654人(令和2年) ・大麻事犯の検挙人数：3,218人(平成29年)、3,762人(平成30年)、4,570人(平成31年・令和元年)、5,260人(令和2年)	
	主な薬物の押収量【単位：kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である) (アウトプット)					998.8kg 380.1kg	475.3kg 336.3kg	1,601.6kg 851,0kg	1,473.3kg 464.1kg		主な薬物の押収量【単位：kg】 ・覚醒剤：1,136.6kg(平成29年)、1,206.7kg(平成30年)、2,649.7kg(平成31年・令和元年)、824.4kg(令和2年) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)：292.4kg(平成29年)、340.4kg(平成30年)、444.9kg(平成31年・令和元年)、302.7kg(令和2年)	

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	麻薬・覚醒剤等対策事業 (昭和25年度)	※	※	※	1,2,3,4,5	※	002388
		※	※				
(2)	麻薬等対策推進費(広報経費) (昭和37年度、62年度、63年度、 平成18年度)	※	※	※	1,2,3,4,5	※	002387
		※	※				
(3)	麻薬中毒者収容保護事業 (昭和38年度)	※	※	※	-	※	002382
		※	※				
(4)	麻薬・覚醒剤等対策費 (昭和38年度)	※	※	※	1,2,3,4,5	※	002383
		※	※				
(5)	向精神薬対策費 (昭和48年度、平成元年度、平成2年 度)	※	※	※	-	※	002385
		※	※				
(6)	あへん供給確保事業 (昭和60年度(注)特別会計から一般会 計に変更した年度)	※	※	※	-	※	002381
		※	※				
(7)	医療用麻薬適正使用推進事業 (平成19年度)	※	※	※	-	※	002386
		※	※				
(8)	麻薬取締部監察業務の充実強化 (平成30年度)	※	※	※	-	※	002389
		※	※				

達成目標2について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値										
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
6	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトプット) 【再掲】	150,000人	令和2年度	150,000人	令和11年度	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)訪問回数について より幅広い者に広報啓発を行うため、訪問回数から啓発人数へ指標を変更した。 ・訪問回数:580回(令和3年度)、662回(令和4年度)、649回(令和5年度)、666回(令和6年度)	令和6年までの委託事業での啓発人数の実績が6.8万人から15.6万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。				
⑦	薬物乱用防止啓発訪問事業で実施した薬物乱用防止教室で薬物乱用の危険性を理解した受講者の割合【単位:%】(アウトカム) 【再掲】	98%	令和6年度	98%	令和11年度	—	—	—	—	96%	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の受講者のうち、講義の内容を理解した受講者の割合で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。 (参考)令和6年度実績について 分子:薬物乱用防止教室ごとに受講者に実施するアンケートのうち「全体的に内容はわかりやすかったか」の設問において、「とてもわかりやすかった」又は「まあまあわかりやすかった」と回答した回答者数(64,192人) 分母:同設問の回答者数(66,252人)	令和2年度から令和6年までの5年間における委託事業での講義の内容を理解した受講者の割合の実績の平均が96.4%であったため目標値を96.4%に設定している。				
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由					
8	指定薬物の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)					18	18	29	33		・危険ドラッグの薬物乱用対策の効果を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、参考指標とした。					
9	危険ドラッグ事犯の検挙人数【単位:人】 (アウトカム)					164	312	444	745		・検挙人数については、我が国における、危険ドラッグの乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。					
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID				
		予算額 執行額	予算額 執行額													
(9)	危険ドラッグ対策費 (平成18年度)	※	※	※	6,7,8,9	※						002384				
		※	※													
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度	
		1,293,496				1,222,873				1,242,649						
施策の執行額(千円)		1,193,194				1,104,391										
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)					
		-						-			-					

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。